



平成 26 年 5 月 27 日

各位

会 社 名 株式会社ジェイテクト  
代 表 者 名 取締役社長 安形 哲夫  
(コード番号 6473)  
問 合 せ 先 広報部長 安藤 健二  
(電話番号 052-527-1915)

## ベアリング（軸受）取引に関するシンガポール競争委員会の決定について

当社及び当社の連結子会社である Koyo Singapore Bearing (Pte) Ltd. は、平成 26 年 5 月 27 日、Competition Commission of Singapore（シンガポール競争委員会）より、過去のシンガポールにおけるアフターマーケット向けベアリング（軸受）の一部取引に関し、シンガポール競争法に違反する行為があったとする決定を受けました。但し、制裁金の支払いにつきましては、シンガポール競争委員会による調査への協力の結果、全額免除されております。

しかしながら、当社及び Koyo Singapore Bearing (Pte) Ltd. において、シンガポール競争法違反と認定された行為があったことは、誠に遺憾であります。株主様、お取引先様をはじめ、関係者の皆様に多大なご心配をおかけしましたことを心よりお詫び申し上げます。当社は、今後とも、再発防止に向けたコンプライアンス徹底の取組みを継続し、信頼回復に向け一層の努力をしております。

なお、本件に伴う当社業績予想の修正はありません。

以上